經濟論叢

第九十卷 第二號

自由主義経済を守る道伊	藤		寛	1
ブルック・ファーム	積	文	雄	16
日本海運業における減価償却の				
生成過程(その三)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	寺	貞	男	37
司馬遷の商業観・・・・・・・桑	田	幸	Ξ	58
書評				
井 上 忠 勝 著 『アメリカ経営史』 三	岛	康	雄	70

昭和三十七年八月

京都大學經濟學會

日本海運業における減価償却の生成過程(その三)

高 寺 貞 男

Λ

菱会社の海上独占を阻止するため、まず明治一五年二月二八日に三菱会社に「第三命令書」を下付して、その活動 政府自ら株主として新造汽船を現物出資し、 **令害を下付した。それによると、** を制限するとともに、上記の三社を基礎としてこれに対抗する「共同運輸会社」の設立を目論見、七月二六日に命 立されたが、 東京風帆船会社につづいて、 明治一四年四月に「越中風帆船会社」、 明治一五年三月に「北海道運輸会社」が設 との間、 一四年一○月の開拓使官有物払い下げ事件を契機として反三変体制にかたまった政府は、 この会社にたいする政府の助成方式は、さきの三変会社にたいするものとは異り、 同時に年々利益の配当をうけるもので、民営補助主義から半官半民主 \equiv

明治一五年一〇月一九日に発起人一同衆議決定の上、農商務卿に何出、同二一日に承認された「有限共同運輸会社 ニ対シ年二分ヲ以テ限リトシ其以上ノ利益ハ本社ノ総収人ニ組入レ保険準備等ニ充ツヘシ」と指令されていたが との場合、 共同運輸会社の利益処分については、命令書第二条に「毎期政府ニ於テ領スへキ利益配当金ハ其株金 義への逆戻りであった。

日本海運業における減価償却の生成過程(その三)

第九○巻 1○九 第二号 三

第九○巻

定款」第九章はさらに詳しくつぎのように規定していた。

第九章 計

第五十四条 当会社へ総テ複記ノ法ヲ以テ明細正確チル帳簿ヲ製ン置キ政府ノ検査官又ハ株主ノ検閲ニ供ス可ン

第五十五条 当会社ノ損益計算へ毎年一月七月ノ両度ト為シ株主総会ニ報告シ利益金ノ配当ヲ為スヘシ

第五十六条 船体保険準備トシテーケ年ニ付各船代価ノ百分ノ七ヲ収入金ノ内ヨリ積立(汽船帆船トモ)之ヲ第一積立金ト称ス

可シ

但シ船舶危険ニ遭遇シタル破損ノ修繕費本船原価百分ノ三以上ニ当ル時へ此積金ヨリ償却スルモノトス

第五十七条 汽船ハ気鑵帆船ハ銅板張替ノ準備及ヒ通常大修繕ノ準備トシテーケ年ニ付各船総代価ノ西分ノ五ヲ収入金ノ内ヨリ

積立之ヲ第二種ノ樹金ト称ス可シ

営業上ノ都合ニョリ多分ノ利益アルトキハ株主ノ衆譲ニ依リ第三種ノ積金ヲ為スコトアル可シ

第五十九条 当会社収入金総領ヨリ一切ノ費用及ヒ陽常船体ノ修繕費各種ノ積立金ヲ除キ残金ヲ以テ純益ト為シ共内ヨリ役員ノ

賞与金ヲ引去リ余ヲ株高ニ割合配当ス可シ

作成されたのである。明治一五年七月一二日付大蔵省への「農商務省伺共同運輸会社設立ノ儀」をみると、そこに 右の定款第九章は発起人が自主的に決定したようにとられがちであるが、実はそうではなく、 政府の指導の下に

第十四 船舶保険料へ総船代価ノ百分ノ七ト定メ別途ニ積立相当ノ額ニ充レハ速ニ新船ヲ製造又ハ買入ルヘシ

右保険料ノ外ニ各船ノ大修繕及ヒ汽鑵予備金トシテ総船代価ノ百分ノ五フ別途ニ積立へシ而シテ此積立金ハ毎船ノ汽鑵

其他ノ人修繕ニ供用スヘシ

此会社へ毎年一月七月ノ両度ニ総勘定ヲ為シ株主ノ総会ヲ催フシテ之ヲ報道シ其配当ヲ取行フヘシ

残金ヲ以テ会社ノ純益金トナシ之ヲ株金配当ノ額トスヘシ 右ノ総会ニ於テ取行フ勘定方法ハ会社ノ総収入会ヨリ保険料及ヒ各船大修繕汽鑵予備金航海費及ヒ本文店ノ費用ヲ引去

主ノ衆議ヲ以テ更ニ政府ノ特許ヲ得ルニ於テハ之ヲ永続スルヲ得ヘシ」と規定されていたように、半有期性企業で ろう。なぜなら、定款第五十八条に規定されている第三種積金は、さきに考察した東京風帆船会社の定款第四十四 う配当をどうしても重視せねばならず、その上、定款第七条に「当社ノ営業期限ハ三十簡年トス但満期ニ至リテ株 た(後掲する当社の『実際報告』では、前者は「政府株金」後者は「人民株金」と呼ばれていた)から、 それにたいして支払 重視されていたことは否定できない。 運輸会社においては、東京風帆船会社と同じ様に、いぜんとして船舶の滅価にたいする補塡よりも利益配当の方が ト称シ、各種減価ノ補塡トナスへシ」――に規定された積金とあまりにもよく似ているからである。しかし、共同 条の但し書 に使うことは合理的ではないので、 第一種積金(船舶自家保険額立金)および第二種積金(船舶大修繕積立金)以外に、 て作成されたのである。ただし、その場合、政府案のように船舶自家保険積立金を「新船ヲ製造又ハ買入ル」ため という利益処分計画がすでに政府の手によって立案されていたことがわかるが、定款第九章は結局それにもとずい 金が船舶減価補塡積立金であるとは必ずしもいえないが、それに相当するものとみなして恐らく間違いでないであ 「多分ノ利益アルトキハ株主ノ衆議ニ依リ第三種ノ積金ヲ為スコト」としたのであろう。もちろん、この第三種積 ――「配当額株金ノ一割五分以上ノ割合ニ至ルトキハ株主衆議ノ上適宜ノ積金ヲナシ、之ヲ第二ノ積金 当社は政府の現物出資以外に広く 「人民」 から資金を集めればならなかっ

れでは、第一種硫金(船舶自家保険積立金)、第二種積金(船舶大修繕積立金)、第三種積金(船舶減価補填積立金)へ

固定資産の再生産にはそれほど意をそそぐ必要がなかったのではなかろうか。

あったから、

三九

一二第二号

はどれだけの繰り入れがなされ、またそこからどれだけの取り崩しがおとなわれたのであろうか

た。したがって、定款によれば、明治一六年上半季の「決算報告ヲ為スヘキ筈ナレド当年上半季ハ専ヲ創立事務 共同運輸会社は明治一六年一月一日に東京風帆船会社、北海道運輸会社および越中風帆船会社を合併して開業して

従事シ営業ノ資トナルヘキ船舶ハ当時買入中ノ事ナレハ当年ニ限リ上半季ノ報告ヲ止メ来十七年一月ニ満一ケ年ノ

報告 ヲ為ス 方然ルヘ シトノ 議……ニ決シ」(明治一六年四月三〇日に開かれた株主総会についての『中外物価新報』(一六・8

五・一)の記事より)したため、第一回の実際報告は半年おくれた。 それによると、「本社創業即チ明治一五年八月 - リ同一六年十二月三十一日ニ至ル創立及営業ノ総勘定並ニ損益計算ノ提要」はつぎのとおりであった。

総甚気ノ

会社ノ資産ニ属スル部 借方

金八拾弐万八千六百五拾弐円拾六銭七厘 汽船元価

金四拾九万千六百円六拾壱銭三厘船舶購入內金

金式拾九万四百八拾三円九拾七銭七厘

風帆船光価

一金壱万四千五百四拾四円五拾五銭八厘 解船元価・含豆フィモノ北Fイオカ金里屋

一金弌万三千三百九拾四円四拾七銭五厘 公償証書一金九万弐千六百九円四拾銭九厘 不動産

金弐万三千五百九拾門拾六銭四厘船舶用貯品

金六千弐百七拾四門弐拾三銭三厘

沿器

一金三万千弐百七円九拾銭六厘 一金壱万三百円 一金九万五千八百拾五円四銭六厘 金百五拾円 金七万三千百三拾四円拾九銭八厘 **金弐千八百八拾弐円三拾弐銭弐厘** 金四拾七万円 **企拾七万円** 金七万九千拾九円六拾三銭三厘 一金拾万三千五円九銭壱厘 **金壱万九千八百六拾四円拾壱銭** 一金五百三拾四円九拾壱銭 金百三拾四万九千三百弐拾五円 **企弐百三拾円壱銭五厘** 金弐千弐百六拾壱円九銭八厘 金四万六千四百七拾五円六拾銭三厘 総計金弐百弐拾壱万六百四拾三円七拾六銭二厘也 日本海運業における減価償却の牛成過程(その三) 会社ノ負債ニ属スル部 貸力 人民株金 雑勘定 周旋問屋保証金 未決算預金勘定 扱船勘定 当座支払手形 政府株金 借川船舶敷金 未決算勘定 銀行当座預ケ金 大修繕費 航海費引当波 運賃未収入 創業入費 通貨有高 各代理店 第九〇巻

第二号

四一

四二

第九〇巻

金拾四万五千百五拾弐円弐拾四銭弐厘

総利益金

総計金弐百弐拾壱万六百四拾三円七拾六銭弐厘也

損益計算ノ事

利益金ノ部

贷方

金四拾三万七千弐百八拾七円

弐拾六銭九厘

金四百五拾八門七拾弐銭

金八百七拾四円五拾銭七厘

貸船料

扱船手数料 各船舶運賃

雜収入金

金八千三百五拾弐円五拾六銭五厘 金弐万八千百九拾九円三拾六銭六厘

利息

庫敷料

金百五拾八円拾六銭三厘

総計金四拾七万五千三百三拾円六拾三銭壱厘也

損失金ノ部 借方

金弐拾六万千百九拾五円三拾五銭六厘

金六万三千五百九拾八円四拾三銭六厘

金五千三百八拾四円五拾九銭六厘

総計金四拾七万五千三百三拾円六拾三銭壱厘也

利益金計算ノ事

利益金

本支店費

割戾運賃及弁償金 各船舶諸経費

金拾四万五千百五拾弐円弐拾四銭弐厘

愈拾四万五千百五拾弐円弐拾四銭弐厘

利益金

| 金四万百三拾四円五拾壱銭壱厘

各船舶第一種積立金

一金弐万七千四百三拾五円四拾銭 一金七万七千五百八拾弐円三拾三銭壱瓜

同第二種同

メ金拾四万五千百五拾弐円弐拾四銭弐厘也

純利益金

株主配当金ノ事

一金七万七千五百八拾弐円卅三銭壱厘

純利益金

一金七万六千三百五拾弐円廿八銭八皿

株主配当金

株金(人民)三百四拾万円ノ内払込既済株金百三拾四万九千三百弐拾五円ノ積数千拾八万三百五円ニ対シ、年九分ノ割ヲ

以テ如此

一金千式百二拾円四銭三厘

後季繰越金

メ金七万七千五百八拾弐円三拾三銭壱厘

さて、「明治十七年一月一日ヨリ十二月三十一日迄一週年間本社ニ於テ実際施行シタル業務ノ顚末及諸勘定ヲ整

同年度ニへ帆船神倉丸ノ沈没アリテ、共船価三万四千百二十九円五十四銭七厘ヲ第一種積立金ニテ償却シ、残六千 いたように「明治十六年度ニ於テ、定款第五十六条ニ従ヒ第一種ニ四万百三十四円五十一銭一厘ヲ積立タレトモ、 頓シ株主諸君ニ報道スル」ところの「非同運輸会社第二回実際報告」によると、右に引用した財務諸表に示されて

日本海運業における減価償却の生成過程(その三)

第九〇巻

第二号 四三

一六第二号四四

第九〇巻

利益ヲ得サレハ積立金ヲ成ス能ハス」 該積立金ハ悉特此内へ償却シ尽シタレハ、 本年度ニ於テハ第二種ノ積立金ナシ〔改行〕本作度ニ於テハ……営業上 四百円九十六銭四厘ヲ以テ本 二万七千四百三十五円四十銭ヲ積立タレトモ、同年度中大修繕ニ四万六千四百七十五円六十銭三厘ヲ費シタレハ、 **[明治一七]年度ニ越ル第一種ノ積立金トス[改行]又定款第五十七条三従ヒ第二種**

t= 申告」より)を出し、他方三菱会社もかなりの損失を累ね、 過当競争は両社を自滅の危機においこんだ。 そこで政 月ニ至ル五ケ月平均収支差引毎月二万五千余円ノ損失」(明治一八年七月一七日付共同運輸会社社長森岡昌純の政府への「内崎 来日一日ト低落シ」たからである。そして、明治一八年に入るや、対三菱会社の競争はさらに激化し「一月ヨリ五 第一・第二ノ積立金ハ勿論、株主諸君ニ配当スヘキ利益ナ」き状態に落入ったわけは、イギリスへ注文した。 府は従来の政策を転換し両社の妥協を命じ、両社は明治一八年九月特許をえて合併し、 ノ汽船概ネ予期ニ後レテ回着シ充分ノ運転ヲ為シ能ハサルノミナラス」三菱会社との激争の結果、「運賃ハ秋季以 とのように、 共同運輸会社が明治一七年度において「全体ノ計算上二万五千四百二円卅八銭四厘ノ損失トナリ、 「日本郵船会社」が誕生し

(1)ストモ尚損敗ヲ防キ難シトンテ明治十三年頃ヨリ遂ニ年々十八万円ヲ積儲シテ官司ニ預ケ置カシムルノ方法ヲ設ケラレタリナ している。 (ヶ置クヘン此準備金ハ本条ノ費途ニ限リ使用セシムヘン」(『海運史料』上巻、明治一九年、一二頁)と規定されているが、 三菱会社にたいする第三命令書第七条に「新船製造買入又は大修繕等ノ準備トシテ従前ノ通年年公債証書十八万円ヲ本局ニ 一六年七月一一日の「郵便報知新聞」に同紙の記者も同様の疑問をいだき「其顚末ヲ捜閗セツ」結果をつぎのように報告 「当初管船ノ当局者へ同社ノ会計ヲ精密ニ勘査スルノ一力ヲ以テ同社ノ損敗ヲ予防セント金テシカ如何ニ之ヲ點勘 (明治 八年九月!五日)および第二命令書(明治九年九月一五日)にはこのような规定がないので調べてみたら、

云ァ」(『海運史料』中巻、明治一九年、五〇三頁)

- (2)『海運史料』下巻、明治一九年、附録、一―二頁。
- (3) 前揭書、附録、二二十二三頁。
- (4) 『法规分類大全第一編』運輸門十、明治二四年、八五十八六頁。
- (5)渋沢肯淵記念財団龍門社編纂『渋沢栄一伝記資料』第八巻、昭和三一年、一四頁。

(6)

『海運史料』下巻、一〇頁。

(7)海ノ都合ニョリ一時ニ授受ノ運ヒニ至ラス品海へ入港ノ時々管船局ニ願出船休ノ検査ヲ受ケ定旅ニ照シテ合格ナルモノノミ当 月ヨリ本月マテニ順次本社ニ引受タル共船数へ汽船一隻風帆船十五隻ナリ而シテ右三会社ノ株高へ左ノ如シ 「共同運輸会社創業事務要領報告」をした『中外物価新報』(明治一六年五月一日号)によると、旧会社の『所有船舶へ航

旧東京風帆船会社

此金三拾七万千百円

内金廿四万九千九百八拾円

払込済ノか

株高七千四百廿二株

旧北海道運輸会社

此金廿一万八千四百円

株高四千三百六十八株

内企七万二千三百五十五円 右同断 旧越中風帆船会社

此金拾五万円

株高三千株

但皆金払込済

合計株高港万四千七百九十株

此金七拾三万九千五百円

|金四拾七万弐千三百三拾五円 払込済ノ分

日本海運業における減価償却の生成過程(その三)

第九〇巻

此払込金ニ対スルモノへ即チ前ニ云フ汽船風帆船ヲ始メ地所建物及附属品船舶用品等本社ニ於テ要用ノ諸物ト現在正金トヲ以

第二号 近五

一一八 第二号 四六

第九〇巻

テン其余ハ未タ払込サル金額トス」(『旃運史料』中巻、明治一九年、六三―六四頁)

社が日本郵船会社へ引渡した固定資産と同様、すでに発生した減価が無視されて、原価をもって評価された。 右の記事から推祭するに、東京・北海道・越中各風帆船会社から共同運輸会社へ引渡された固定資産は、のちに共同運輸会

- (8) 前揭掛、六九頁。
- (1) 前掲書、九九頁。

(11)

前揭智、九九頁。

- (12)佐々木誠治『日本海運競走史序説』昭和二九年、第八章(一八三十二四〇頁)、参照 『袟沢栄一伝記資料』第八卷、九八頁。
- (A) 前掲書、一〇七頁。 (A) 前掲書、一〇七頁。
- 利益ヲ視ル能ハサルノミナラス大ニ損失ヲ蒙リタリ其計算左ノ如シ」として、収支差引「金三十三万二千九百八十一円六十三 **へ前年ニ引続キ同業ノ競走|層劇烈ニ歪リ為メニ運賃非常ニ低蓄セリ加フルニ競走ノ為直接間接ニ意外ノ失党ヲ生セシヲ以テ** 銭四釐]の「損失」を計上していた。(『法規分類大金第一編』運輸門十、九九−−○○頁) 「共同運輸会社第三回実際報告」は「損害勘定ノ事」において「当期 (明治一八年一月一日ヨリ同年九月三十日迄) ノ営業
- 郵便汽船三菱会社の明治一四年以降の収支状況の推移はつぎのとおりであった。

(単位千円)

(15)

支出合計	収入合計	
5,085	5,881	明治14年度
4,329	4,889	15年度
3,781	3,735	16年度
3,243	3,026	17年度
2,226	2,019	18年度

宿利重一『荘田平五郎』昭和7年,435 頁より作成)

項」として「両社財産ノ評価」をとりあげた「東京横浜毎日新聞」の記事中に、船舶の減価償却の必要性が強調さい れていたことを見逃してはならないであろう。 競争した三菱会社の立場を擁護した「郵便報知新聞」の記事中に、また当社が三菱会社と「合併ノ際注意スヘキ事 章で詳しく考察したように、 共同運輸会社においては減価償却は全くおこなわれなかったが、

して、つぎのようにのべている。 セン三菱会社へ……他ノ回漕者ヲ抑制シテ之ヲシテ大ニ其業ニ力ヲ尽サシムルヲ得サラシメ……」w いし反批判を試み、 ル世ノ中ナレハ其業ヲ転シテ翻然回漕業ヲ企ツル者続々トシテ各地ニ崛起スルノ現状ヲ顕シタルナリ然レトモ如何 へ回漕業ノ利益へ通常四五割以上ニ居ルト然ルニ他ノ普通ノ営業へ一割五分以上ノ利益ヲ収 明治一六年七月一七日の「郵便報知新聞」は、「其筋ノ手ニ成レリトカ称スル弁妄書」中の「実業者ノ報道ニ依 「回漕業ヲ四五割以上ノ利益アリト云ヘルハ加何ナル証例ニ拠ルモノカ甚タ疑フ可キナリ」こ ムル という個所にた ハ 花 アタ易 カラサ

漸 如々船舶ノ老朽ヲ見込テ年々減価ノ代ヲ利益ヨリ引去リ又保険金ヲ払フカ或ハ保険積金・・・・・・ ?ホ其利益金三割以上ニ上ルノ汽船ハ余輩ノ未タ知ラサル所ナリ況ンヤ四五割以上ニ上ル者オヤ」(傍点-高寺) ヲ引去ラハ其利益ハ意外ニ少ナカルヘシ斯ク数年間ノ修繕費ヲ引キ去リ船舶カ年々老衰スルノ滅価等ヲ引キ去 如何ニモ船舶ニ因テハ共初年或ハ二年頃マテハ三割四割ノ利益アル者ナキニアラス然レトモ三年日四年日ヨ ノ利益アル者 ラ間 〔白家保険積立金への カス況 ン 4 四

利益 償却 ルナリ」という立場から、こんどは「東京横浜毎日新聞」紙上において、 共同運輸会社の固定資産会計になんらの影響をおよぼすことができなかった。そして、 では、近代的海運業における利益の算定にあたり減価償却を差引くべきことをわが国ではじめて主張 ことに引用した記事は、 一トナ の無視は、 ルノ恐アルモノナリ而シテ此両社カ共ニ全国 だが、残念なことには、右の記事は、 三菱会社との合併過程において、 その性質からして、 船舶の 共同運輸会社の定款決定後約八カ月を経過してから、 「両社合併ノ処分ハ両社財産ノ評価如何 .ノ租税ニ損害ヲ与フルニ至リテハ其 減価償却を直接とりあげてはいないが、 問題とされた。 共同運輸会社に (終ヲ _ E IJ 筆者の調べ たところ 公財 __ セ ス 書 ノ損失私有 かれ た文献 ン おける減 アラサ たため、

価

b ŧ 同紙記事中より重要な個所を抜出してみると、 つぎのようになる。

III. = 直スコト ∄ パセシ年限 方法 之ヲ現 IJ Ŀ 4 此合併ニ ス テ 是 並 進 在 ル 価格 大,抵, 拁 |ナリ」(明治一八年九月一日号)「両社財産ノ疑問ニ就テハ第一ニ其船舶| 消、耗、 価 不幸ニ出 関シテハ予定スヘキ事種々アリト雖且最モ緊要ニシテ且 -tz 格 ノ損耗ハ之ヲ引去リテ計算ス 算、 ス、 肌 ラ扣除シテ之ヲ引去ル 何 = 見積 格外 Ξ ۸, -12 iv 丰, Æ ハ ル | 違算 · 者、 ナ、 其真 其不注意不幸共 べ ク シ y, 価 -j-カ**、** 故、 三近 カ テ従来仕 ル 痘. 丰 \sim 年損, 丰 ヲ至当ノ事ナリト思考セリ藩シ船舶 算定 払 = ナ ルコ 現両会社 1) タ 然 1, ヲ ル 価、 金、 ト 古 得 株 ŋ ハキ ŀ 金資本金等 雕常数 3 ノ負担スヘキ運命ニシテ新会社 モ亦略之ヲ計算スル ・カ予 - リ当然ノ事ナルヘシ」(傍点―高寺) 棐 ノ算定 ラ見 = 潍 ヺ 拁 1 困難ナ 以 3 -tz 其 シテス 4)-ラ、 得、 他 ル 臨 ル ル 1. コ /如キハ新造: 三 先**、** 時 ヘシ倉庫其他 ŀ ^ 三受 ヲ欲 両 倉庫等航業ニ関係セ ジャ新造・ 社 戸宅 ケ ス ル 刄 財産ヲ評価 モ与 ル 17 ナ 「放ニ実際ノ処分ニ於 破 'n ノ物 頩 価・ 力 É 件 ŋ, 格、 何。 サ 加 ラ 調・ シ = 至テ 车. ル — ル 牛 テ之ヲ株ニ 香、 シ・ 蔄、 所 ハ之ヲ価 使用 纫 ナ 或 Æ ·テ、 共・ 亦同 ハ不注 ノ物件 //ン得・ ハ之 引

丰

ナ

1)

第

れ〇巻

極メナ ラ**、** ス、 而 ヤノ疑ア 会社所有ノ船舶 シテ六百万円 ス (下云 リー ij フ可カラス既ニ之ヲ一年又ハ数年問使用シタ ル リ若シ又少シモ損耗ナシトスルモ之レト同時少シモ利益ナカリシ ト云へり故ニ此会社創立以来不運ノ為メニ幾分ノ損耗ヲ受ケタ 今此 此 会社 ノ価アルヤ否ヤノ疑アルナリ」(九月一八日号、 広 (其他倉庫ノ如キ建築又ハ製造以来未タ多クノ年月ヲ経スト雖トモ又之ヲ新調 告ハ此会社六百万円 ٠, 開業以来少 シ -E 損耗 ノ株金ヲ少シ ラ受ケ ス ŀ -E ŋ, ス ト、 セ、 滅 π Ź Æ رابر ハ其使用ノ度ニ応シテ其所有物価 此六百万円 傍点—高寺 所 -j-ク其 2 二八尚 ij ` トセ ト 1、小多少 乜 ハ其所有ノ船舶倉庫其他 ハ共損耗ハ何人ノ囊中ヨ シ ノ疑 テ新会社 ヘヲ存ス フ株金ト ヲ、 3 ıν /減シタリ・・・・・ テ未 渚 為 B ス ス 何 ŋ į, ヲ 111 ŀ 射 補足 得 見、 ナ Æ ν 11 *>*> ル・ ス 1 \mathbb{H} 果 ル 此、 可, 取

われた。 定価 に、共同運輸会社および三菱会社が醵出する資産は使用にもとずく減価を控除して「評価」し、 額 現実は、 以上かなり長く「東京横浜毎日新聞」 から両社の負債を差引いた正味資産をもっ 「東京横浜毎日新聞」 紙上においてくりかえしのべられた主張とはまさに逆の方向においておこな の記事を引用したが、そこで一貫して主張されてい て、 日本郵船会社の資本金とすべきである、 という見解である。 さらに たのは、 か かる 要する

実際報告」中の 組入レラル、」(「中外物価新報」明治一八年九月一七日号)ようにするため、 れにあわせて、 一八年九月一九日号)とい 共同運輸会社の 多くの架空資産を計上し、それによって負債の過大評価をもやってのけた。 「会社ノ営業ヲ日本郵船会社へ譲滅ノ事」はとの間の事情をつぎのようにのべている。 われていたように、 「財産評定手続キ」 従来の資本金六〇〇万円が についてみると、それは 「一種異様ノ手続」 「金甌一欠ナク原額 まず株式の水割をおこない、 (「東京横浜毎日 「共同運輸会社第三回 ノ儘ニ テ新汽船会社 つぎに、 聞 峢

シ、 得、 ン、 漸次償却スヘキ筈ノ創業入費、 ル モ忍フ所アリト 明治十八年中ノ営業損失概算ヲ算入シ又営業継続 「八月十五日株 斎 Ξ コ、 ト・ 対シ幾分 坂 ラ希望シ、 = 7 任スヘシ 配当モ為シ能 雌モ今ヤ 主臨時総会ヲ開キ……株主所有 共概計ヲ加算シ、 トノ決議ニ 創立ノ冀図ニ反シ本社ノ営業ヲ廃止スル 各船大修繕費、沈没船代価、 ハサル 依 *>*> リ当任者へ六月三十日ノ現在資産 乃チ左 甚ダ忍ヒサル所ナレハ良シヤ充分ナラサル ノ資産勘定書ヲ調整シ、 ノ株金二損失ヲ蒙ラサ スレ ٫, 十七年配当ノ為大蔵省拝借金、 他 H ラ 隆昌 ノ場合ニ陥ミ此 総会ノ顚末実際ノ事情ヲ具陳シテ資産 100 ヲ ヲ基礎トシテ之ニ 人樣政府 企 図 ス ル = 請 モ年八朱ニ当ル迄ノ配当金ヲ成 二期間、 ヲ以 願 テ シ合併資産ノ裁定方法等 加フルニ営業継続スレハ 「明治一八年上半期」 明治十七年中ノ営業損 峅 利益 ノ配当ヲ 為 4 Œ **→**

金五百五十六万七百四十六円九十三銭七厘

定ヲ政

育っ

願

+2

1]

資産有高

金九十六万五千五百九十五円五十一銭二厘

創業費及営業損

合金六百五十二万六千三百四十二円四十四銭九厘

〔此九十余万円ハ前記創業入費以下配当金迄ヲ計算シタル予算ナリ〕

於此政府へ深ク会社全体ノ事情ヲ洞察セラレ会社ノ請願 十二万余円ハ新会社ニ於テ現金ヲ仕払フ可 *キ様ナキヲ以 テ同社ノ ヲ聴容シ資本金六百万円 負債トシテ引受ク可シトテ左ノ通裁定セ 全額 新会社 1 株式ニ 加 ラ 入シ残五

金六百五十二万六千三百四十円 共同運輸会社総額

内

金六百万円

H

本海運業における減価償却の生成過程

(その三)

新会社株金

第二号

第九〇卷

Τi.

第九○巻
第二号

75.

政府

八此株

対シ十五箇年間

年八

*

1

利

益

ヲ

保証

残金五十二万六千三百四

子門

負債

新会社ハ此負債ニ対シ年七朱 元利ヲ償還スヘシ但新会社ハ総収

ラ利

シ 五箇年間 新会社ノ

入ノ内 ラ 付

∄

ŋ

通常 内

日本郵船会社引継資産		<u> 日本郵船会社株金</u>				
三菱会社より	5 , 543 , 418 .	三菱会社	5,000,000			
		(10万株×50円)				
		共同運輸会社	6,000,000			
		(12万保×50円)				
		百有 (5万6千	2,600,000 株×50円)			
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	3,400,000 株×50円)			
		日本郵船会社負債				
		二菱会社	543,418			
共同運輸会社より	6,526,340	共同運輸会社	526,340			
資産計	12,069,758	資本・負債計	12,069,758			
明治18年9月25日に創立委員が勃藤決定した「日本郵船会社創立規約」第 1~3条(海運史料』下巻,附録,pp. 32—33)より作成。なお,第5条にお いて「日本郵船会社ノ負債ハ年七分ノ利息ヲ付シテ之ヲ五ケ年ョリ十ケ年間						

ニ償還スルモノト」されていた。

第

二此負債償還

ノ額ヲ仕払然ル

後株式配当ヲ

計 Ξ

)

経費及成規ノ積立ヲ為シ

夕

ル

上純益金

1

IJ 海.

スペシ」(傍点—高寺、

纩

表参照

れぞれ、 ヲ詳 た わ こなわれたことがわかる。 なされ、 調べてみると、第二表のとおりであるから、 会社の残務整理を命ぜられた のである。 る資産の過大計上つまり資本の水割りがおとなわれて ところで、明治一八年一〇月一日に政府 査」しておこなった「総勘定」から当时 結局八七〇、二一五円に 八六四、三一六円、 というわけは、 L 四四、 右の か 「残務委員」 のぼる資本の 「総勘定」 実際には、 一〇六円の が V 資産、 K の正味資産を より 「資産ノ勘定 され 水割 過 おいては、 共同 |大計 を上 負債そ b 運輸 が 上が ま Ŕ

いれ

が

蒔

世

間

伝

7

ル

所な

依

w

=

比

社

财

洋

額

至百

和

方

Ĥ

たのであろう

Ď,

明確

資

斜が

な産

10

0

で価

断

定することはさけ

れでは、

三菱会社の方の

合併

扯

Ō

評

はどの

ように

におこな

える金額となるであろう。

社 推 釣 (1)東 蒔 察 合 中 0 堻 お 埸 Ħ. するに、 Ŧ Va 京 此社 て資産 合より 八横浜 干 収 な V 万 ル 4 為 Ĥ H 現今政府カ其財 ₽ z ج × 泖 負債 はり 実 L 余分三三菱会社 閳 碒 て 共 ちじるし 0 朋 7 占 過 可 治 ・ル 定資産 |大評 進 者 八年 腧 = 会社 産 7 か 価 九月 と資 ラ ヲ二百 9 0 排 た。 過 の場合と同 ス 一本の 天 産 シ 三麦 H 万円 評 チ ヲ 水割 見積 号 運 俪 会社に 輀 ŀ Ø 見積 様 程 b 会 わ 1) 一社負債 度 を恐らくし れ タ っかい は な ル 7 ル -E んら V٦ ナ 三百万円 たこ 五十 7 址 IJ ば ゕ 闻 方 運 C 0) ŀ 程 か **云河**) Ñ 鰰

皮

b

<u>会</u>

支店 生して 資産 さえてみても、 b に引渡時 7千器 0 b 大 半 た減 K ż V まで たるまで、 価を無視 減 رَام る船舶 に生じて 価 無視による資産 L すべ て 代 価 た減 原 7 は 固定資産 ď 価 価 で 垄 計上され Ī 0 過 苸 6 大評! 均 は 舥 価は 標代 たか そ 7 原 れ うらで 価 まで 五〇万円 俪 Ø 'ある。 約 ĸ 不 すで 動 割 産 とお Va K ŧ 発 本.

第九〇卷 一二五 第二号

五

第九〇巻

たは船価の切下げをしなければならなかったものを多数含んでいたのである。 明治一八年九月二〇日号)といわれていたように、三菱会社から引継いだ船舶は、 見積ルモ此社ニ取リテハ実ハ此上ナキ率ト云ハサルヘカラス共散ハ此社財産ノ重ナル所ノ船舶ハ皆老朽 て、老朽または構造不適当のため、のちに日本郵船会社において多額の修繕費を要したばかりでなく、売却処分ま ル者ナリ若シ此老朽船ヲ今ヨリ数年間保存セントセハ灾ニ年々英大ノ費用ヲ要セサルヘカラス」〈「東京横浜毎日新聞」 共同運輸からの引継ぎ船にくらべ ニ向ントス

歩の「負債元利ヲ償還シ了ル迄配当金ハ八歩ヲ以テ限リトナスヘシ」(第二十八条)と命令されていたが、 横浜毎日新聞)明治一八年九月二二日号)ったのである。 払という〕二重ノ特別ナル利益ヲ得之レト同時ニ社会ハ二重ノ損耗〔損失〕 スヘシ」という規定にしたがい、補給をうけ、 全額ニ対シ開業ノ日ヨリ十五ケ年間其利益〔ただし、負債元利還後の利益〕年八歩〔八八万円〕ニ達セサル時ハ之ヲ補給 でにのべたような事情で少なかったので、八歩配当に不足する金額は、「命令書」第七条の「政府ハ其会社ノ株金 した。利払と配当については、日本郵船会社は明治一八年九月二九日に下付された「命令書」によって、 迫したが、それと同時に、負債の過大評価と資本の水割りをまねいて、利子と配当の渦重負担を日本郵船会社に課 れた資産は、 それが費用または損失へ転化する過程を通じて(ただし、あとでのべるように「三菱会社ヨリ引継高ノ内農 まさら説明するまでもなく、以上考察したように過大評価されて、共同・三菱両社から日本郵船会社へ引継が ノ御港ニョリ滅領」した船舶代価丸七万八、二五〇円は三菱会社からの献金により補塡された)、 そこに おける利益を圧 配当支払をおこなった。こうして、 ヲ負フノ結果ヲ生スルコトトナ」(「東京 「両社へ 〔過大な利子と配当の支 利息年七 利益がす

(1) 『海運史料』下巻、五九四頁

九

Ŧī.

頁

(3)前掲 計 Hì.

瓶 運史料 中卷、 明

治

九年、

菱社 知新 といって ノ意見書 闡 0 しいる 記 〔明治五年六月に 者は が 「弁妄書ト称スル者」について 一明 治十五年 政府に提出した競走汽船会社設立反対

(4) 海運 史料」 r}r 卷 Ъ. πĹ 六瓦

七年、

二八二耳)

4

Ō

ē

あ

月

師

岡国といふ人がこれを

書に編輯

して出版し

た ル

(白柳秀湖

『岩崎弥太郎 (前掲 スシ

NΖ

「是書ハ唯某局

/

更人カ公然 窓見書]

タル官府官東ノ資格

Ł

シテ漫

然

の

ヲ難駁

シ 汐

書

ナ

ıν

^

シ 9

_ 用

(5)

前

掲

醬

五.

万

七

<u>|</u> ,Fi.

Τî.

八页

船 舶 凡ソ 0 保険お 3)6 楽 = テ J, 海運 Ů, Ħ 家保険に .如 ク危険 ·~ + 7 n 洧 邨 ナキ 便 報 世 知 入ノ 新 置 'n ル 明 所 治 = ァ 六 年 \mathbf{B} 七月三日号 75 慮 ľί つぎ のように のべ

7

4

<u>ئ</u>

天変ュ 保険 新 手 造 仄 為ス t.c 毎 3 季毎 * 7 料 逢 N 朝 ヲ = コ 造り 非常手 其船 牟 ヺ テ ラ ŀ 当時の外 附 孤 儲 ÷ ŀ 代 大抵 例 ス ヲ 7 * 业 損ス 匫 N jν Ъ ハ راز 船舶 _-国船会社の実例として、 カ 7 Ź ス \sim ĺН 截 (若シ サ ŀ n シ 削一 文幾 能 = 金 ŀ = ル ザラ為 又斯 保険 , M 供 キハ シ \sim ・テニ三ノ船 -tj-. ス カ --該会社 5 ル シ ŋ 7 方 附 ñ -ijŀ 保 -..-険 牛 艄 12 m E 船 ァ 钲 修 \wedge テ Ξ 未タ 船カラ 则 附 IJ 縑 舶 季毎年二幾千 ÷, ŀ 費ヲ チ自ヲ積立金ヲ為シテ手許 Ł ヲ 我邦 / 損亡ス 海 一八二四年に広東に創設されたア ے サ 定 変え 底 N 船 (前掲書) = ۲ = 伽伽ヲ受 沈 ۶, n 丰 ル 船舶 ŀ ^ .=. X 保険 自 ¥ 歪 空. 保険会社 Л ヲ保 坂リ 7 n 四五五十 是 料 コ 百 **%** 是ヲ ラ ١ 万 ノ保険税 保険会社 ŧ m 굿 ٦ 以 7 内 四五六頁 / 夕其船 シ テ又新船 外 n 一保險料 金ラ テ船 ^ 扣 = シ Ú 丰 故 失

汎 = ヲ

一八六七年から一八七二年 Shanghai Steam 船舶自家保険・ 牟 度 利 益 减価償却控除 742,472[₹]□ 63,540 m 1867 1868 257,624 494,152 267,757 450,385 1869 1870 271,132 510,007 247,320 704,374 1871

1872* 194,640 479,482 140,000両(Tls.)の特別修繕がおこなわれ

たため、控除率は18%から12%へ引下げら れた。(Ibid, p. 201.)

Shanghai S. N. Co., Report of the Board of Directors, 1867-1872. (Ibid. p. 100.)

九〇巻 二二七 Navigation Company

についてみると、

同

社は

H

- 本海巡

定業にお

ける減価償却

の生成過程

(その三)

ij

カ系の

Rusell Co.

K

よっ

て一八六二

年に設立され

た

绑 号

五五

本 おける減 価償却の生成過程(その三)

第二号 五六

7九〇巻

八%ずつ船価を引下げていた。」(Kwang-Ching Liu, Anglo-American Steamship Rivulry in China 1862–1874, Cam-カコ かけて the allowance for insurance and depreciation "on running accounts of steamers" として「年々一二ー一

(6) 『海運史料』下巻、五九五頁。

bridge, Massachusetts 1962, p.

105.)

- (7)前掲書、 五九五十五九六頁。
- (8) 前掲書、 五九九一六〇一頁
- (9)前揭雷、 六〇三頁。
- (10)前掲書、 六三七—六三八頁。

(11)

前揭書、

六三九—六四二頁。

- (12)き 东口日新聞」 かい 問題となっていたが、 「東京横浜毎日新聞」では、 而シテ船舶ニ至リテハ其特ニ甚キ者トス」(明治一八年 明治一八年一○月一日号の記事によって明らかである。 当時 すでに新発明による非物質的減価(いわゆる陳腐化)もまた認識されていたことは、つぎの 「夫レ使用スル 三随 ヒ其価格ヲ減 --月一日号、 スル <u>^</u> 般有形物ノ常性ナリ 前揭書、 七四二頁) (古物珍器ノ如キ小 と使用による物質的減価 数 ノ物 0 ヲ 東 7, 除

크 ト カ MA ラ Н K サ アット 本郵船会社 Ξ n ナ 其 ルコト世界・予想セサ 'n ・修復ヲ 0 前 /加フへ 所有船八共同 揭 通 觬 『ナリト知ラハ此ノ新会社ノ資本モ発明ノ為メニ減少セラルルノ憂アルハ之ヲ予算ハラス総シテ今日ノ発明統出ノトキニ当リテ尤モ、資本ノ原価ヲ減スルノ恐アルモ、キモノモアリ又或ハ之ヲ解船トスヘキモノモアルヘケレハ今日ニ其価アルモ他日 七一 四頁、 [運輸会社] 份 点-高寺) カ光キニ 新船ノミ ヲ以テ組 織 シ B N _ ハ似ス今ハ老船朽舶 Æ · ノハ船舶ヲ以ニ、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、ロニ其ノ 価ヲ減ロ 敢テ ノ内 小 = 一置カ + カ +}-7 テ其 **・**ス サ ル · 1

- (13)前揭習、 六四 八百八百
- (14) (13)= 前揭否、 ヲ謀リ、 | 共同運輸会社第二回実際報告| によると、 六一八頁 定款第五十八条ニ記セル第三種!積立企ヲ為シ得ル場合ニ於テ返納スヘキ予定ヲ以テ相当ノ金額ヲ贷与セラレ 明治一七年度に त्रेड いては 「林主話 7 三配当ス ~ キ利益ナケレ 其配当

允

ŀ .丗八銭四厘ノ損失へ明治十八年ニ於テ之レヲ償却スヘキモノトシテ、貸与ノ金額ヲ以テ株主諸君ノ配当トス」(『狹沢栄一 ヲ政府ニ請願セシニ、 政府へ特殊ノ恩典ヲ以テ金十六万円ヲ貸付セラルルコトヲ聞届ラレタリ、 依テ前述ノ二万五千四百

九儿頁

(16)"法規分類大全第一編」 逕輪門十、一○○─一○一頁。

(17) 『海延史料』下巻、 六五六頁

(18)

前掲書、六四九—六五〇頁。

繚を加へて素質を改善したるのみならず、其船価をも一噸に付百円を超えざる程度に切下げたり」(『日本郵船株式会社五十年 狐の資金を要し、 千七百二十五総噸なりしが、実際に就て之を検するに、老朽又は構造適当ならざるもの頗る多く、或は之を維持する為めに巨 日本郵船会「社創業の際、三菱・共同両より継承したる船舶の数は、汽船五十八艘・六万四千六百十総噸、帆船十 第一、第二の両期即ち二箇年間に於て売却し、更に良好なる新造船を購入して之を補ふと共に、従来の船舶に十分 昭和一○年、八九一九○頁) はだ高価に過ぐるの談を免れず。依て就中最も不経済なる汽船八般・六千六百七十八総順、 或は速力遅緩にして徒らに多量の石炭を要し、 ……而かも其船価は、 一噸に付凡そ百弐拾余円の割合に上 帆船二艘·一千七百十 なる修 艘 総順 낃

(20) **(21)** 前掲書、附録、三六頁。 『海運史料』下巻、附録、 四四頁

|拾テ偸安ノ易キニ就クハ人情ノ常ナリ何ソ勤倹以テ積立金以上ノ余裕ヲ謀ルヲ之レ勉メンヤ……以テ其流弊ハ政府ヲシテ其 被却スルコトワ得ルノ制ナルヲ以テ社員ノ勤倹培利ハ偶々政府ノ補給ヲ滅スルノ資タルニ過キス故ニ社員ハ寧ロ勤倹ノ難キ 正補給法ニ従へハ会社ノ収入少キ年ニ於テハ政府ハ補給ノ全額即チ八十八万円ヲ上付シ其収入多キ年ニ在テハ補給

阎 スト」助治二〇年|一月三〇日に逓信大臣から日本郵船会社へ『命令諸第七条補給金へ其社資本ノ増減収入ノ多少ニ拘 給全額ヲ減スルノ時機ナカラシムルモノト云フヘシ」という弾由から、 |条ニ記載セル年限中毎年金八十八万円宛下付スヘシ』|と遠せられた。([法規分類大全第一輯] 運輸門十、一二〇—一二一頁) 「助成金同様毎年一定ノ額ヲト付スルノ勝 レル 三如 ハラ

二九 五七

本海運業における減価償却の生成過程 (その三)

(22)

海運史料三下卷、

六五七頁

第九〇巻

第二号

(この稿続く)